



平成 21 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 南海プライウッド株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 徹
(コード番号：7887 大証 2 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 門 長 松 浦 義 博
(TEL：087-825-3615)

訴訟の判決に関するお知らせ

ミサワホーム株式会社より提起されている訴訟について、平成 21 年 12 月 17 日付にて東京地方裁判所より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社製品の補償について、平成 17 年 5 月 12 日に 324 万 5792 円（第一次訴訟）の損害賠償請求を提訴され、平成 20 年 5 月 19 日には請求額を 196 万 4475 円に減縮する申立てがおこなわれ係争中でありました。この請求拡張額は、現実に損害が発生しておらず、第二次訴訟 24 億 3083 万 4521 円（平成 20 年 4 月 17 日訴えの拡張的変更申立）は進行が中断した状態となっております。これに関連して当社はクレームの補償工事代金として、大日本印刷株式会社へ第一次訴訟および第二次訴訟と同額の損害賠償請求を東京地方裁判所へ提訴いたしました。

2. 訴訟を提起したもの

- (1) 商 号 : ミサワホーム株式会社
- (2) 本店所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 水谷和生

3. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
平成 21 年 12 月 17 日

4. 判決の内容

- (1) 被告兼原告は、原告に対し、196 万 4475 円及びこれに対する平成 17 年 5 月 17 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告大日本印刷は、被告兼原告に対し、130 万 9650 円及びこれに対する平成 18 年 1 月 7 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

- (3) 被告兼原告が(1)の支払をしたときは、被告は、被告兼原告に対し、196万4475円及びこれに対する被告兼原告が(1)の支払をした日の翌日から支払済みまでの年6分の割合による金員を支払え。
- (4) 被告兼原告のその余の請求を棄却する。
- (5) 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告兼原告の、その余を被告の負担とする。
- (6) この判決は、(1)から(3)までに限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今回の判決は受け入れしがたいものでありますので、速やかに東京高等裁判所へ控訴の процедуруを行い、本判決の是正を求めていく方針であります。また、東京地方裁判所は、第一次訴訟で大日本株式会社の全面的な瑕疵を認め、損害賠償金額の全額を大日本印刷株式会社の負担とするとの判決を下したため、当社はミサワホーム株式会社より拡張請求されている損害賠償金額を、大日本印刷株式会社へ拡張請求することとしました。

今後、公表すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上